

結婚したら
藤枝!

最大補助額県内No.1!

最大
80
万円

新婚さんの 新生活を応援します!!

新婚世帯の新居の住居費や
引越し費用などを補助します

対象

令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に
結婚された方

※対象の詳細条件や申請方法などについては裏面をご覧ください。

補助対象
になる
費用

補助対象開始日(※)から令和8年3月31日の間にかかった費用で以下のもの

- ・新規の住宅貸借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・新規の住宅購入費用
- ・婚姻に伴う引越し費用
- ・婚姻に伴うリフォーム費用

※新婚世帯が婚姻を機に同居を開始した日(同居を開始した日が令和7年3月31日以前の場合は、令和7年4月1日)

※婚姻後または、婚姻前に住んでいる物件については、婚姻前一年以内のものに限る

詳しくは
裏面へ!

問合せ

藤枝市 広域連携課 藤枝市岡出山1-11-1(藤枝市役所東館3階)

☎054-643-3229 FAX:054-643-3604 ✉renkei@city.fujieda.lg.jp



藤枝市
Fujieda City



補助区分および上限

対象年齢▶	29歳以下		39歳以下
世帯所得▶	500万円未満	500万円以上600万円未満	500万円未満
両者が市内転居	60 万円	—	30 万円
一方が市外転入	70 万円	15 万円	40 万円
両者が市外転入	80 万円	30 万円	50 万円

※収入と所得は異なります。源泉徴収票等にてご確認ください。

補助世帯

- ① **令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届が受理**されていること
- ② 夫婦共に婚姻日時点で39歳以下であること
- ③ 令和6年分の**新婚夫婦の所得の合算金額(※)**が**上記表の基準を満たす**こと
- ④ 申請日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること
- ⑤ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑦ 本市市税の滞納がないこと
- ⑧ 補助金交付を受けた日から、1年以上市内に居住する予定

※貸与型奨学金を返済している場合には返済額を所得から控除できます。

※「静岡県パートナーシップ宣誓制度」による宣誓者も対象となります。

申請期間

令和8年2月27日(金)まで

※間に合わないという方は事前にご相談ください。
※ただし、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

申請の流れ



申請者

1 申請書の提出

申請書類

- ① 藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書(第1号様式)…藤枝市HPに様式あり
- ② 住宅手当支給証明書(第2号様式)…藤枝市HPに様式あり
- ③ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本…藤枝市市民課にて発行
- ④ 世帯全員分の住民票(続柄・本籍入り)…藤枝市市民課にて発行
- ⑤ 令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書(夫婦のもの)…藤枝市は納税課にて発行(※令和7年1月1日時点居住の市区町村で発行)
・令和6年中に貸与型奨学金を返済している場合には、返済額がわかる書類
- ⑥ 世帯全員分の藤枝市税完納証明書…藤枝市納税課にて発行
- ⑦ 物件の売買契約書又は、賃貸借契約書の写し
- ⑧ 引越に係る領収書の写し
- ⑨ 住宅の購入、賃借またはリフォームに要した費用の領収書の写し

※HPの閲覧や証明書のダウンロードが難しい場合は、問い合わせ先までご相談ください。

2 市の交付決定「補助金交付決定通知書」

藤枝市役所



申請者

3 請求書の提出「補助金請求書(第4号様式)」

4 市より口座振込(請求書提出から概ね1か月程度)

藤枝市役所

